

四日市市告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき、四日市市森林整備計画を樹立したいので、同条第7項の規定において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、四日市市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

四日市市長 森 智 広

1 縦覧場所及び意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所商工農水部農水振興課

2 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年2月16日まで（土、日曜日を除く）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（商工農水部農水振興課）